

令和4年第4回臨時会

# 松崎町議会会議録

令和4年7月21日開会

令和4年7月21日閉会

松崎町議会



令和4年第4回

松崎町議会臨時会会議録目次

◎第1号（7月21日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
事務局職員出席者	1
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
閉会の宣告	6
署名議員	7



令和4年第4回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年7月21日（木曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第3号）について

---

出席議員（8名）

1番	田中道源君	2番	鈴木茂孝君
3番	小林克己君	5番	深澤守君
6番	武田勝彦君	7番	高柳孝博君
8番	土屋清武君	9番	渡辺文彦君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
健康福祉課長	船津直樹君	産業建設課長	鈴木清文君
総務課長 兼防災監	齋藤聡君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大場千徳	書記	渡辺慶介
--------	------	----	------

---

◎開会及び開議の宣言

○議長（渡辺文彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年松崎町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより議場内で上着をとることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番、高柳孝博君、8番、土屋清武君、補欠、1番、田中道源君を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（渡辺文彦君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第3、議案第59号 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第59号 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 3ページの3款1項ですが、322万4,000円についてです。社会福祉の関係で、これは説明では人為的ミスによってなったということで、ちょっと残念でしたけど、再度起きないように考えるためには、どうしてこうなったかっていうのはしっかり掘んどく必要があると思います。

そういった意味で、まず1点、平成29年度以前というのは、平成30年とどう違ってたのか。29年以前はなかったわけですね、それは。30年になってなぜこれが発生したのか、その要因は何か。

2つ目は、令和3年7月に、1度、この文書が発送されていないということは認識されてまして、その時に送るように指示されたということですが、その指示がどうしてできなかったのか。やはり業務上少し、何かあったのか。

3つ目は、3年度分を1度に業務をやらざるを得なくなったということで、この処理について勤務的には時間内に処理することができたのか、その3点についてお願いします。

○健康福祉課長（舩津直樹君） 今回の問題は本当に大変申し訳ありません。深くお詫びをいたします。

今の質問のまず平成29年度以前の関係でございますけれども、平成29年度分につきましては、令和元年7月3日に発送をしております。

その前、平成28年度分につきましては、平成30年5月9日に発送しております。

その前につきましては、平成29年3月10日に発送をさせていただいております。

人数の関係、人事異動の関係でだんだん処理が遅くなってきていたというのは、今回の改善をしようと思ったということでしたけれども、やはり、問題が起きてしまった原因かなと思っております。

2番目の令和3年7月、1度この案件が遅れていることがわかって、指示を出したけれども、それができなかった理由ということで、担当者がですね、一応、勧奨通知を出してから2年間は時効が成立しないと。それが勧奨通知を出せば、そっから2年間というふうに法律の解釈を間違っていたと。勧奨通知を出さずに2年間の時効を過ぎてしまったもんですから、

平成30年度分については今回支払いができなく、交付金での支払いという形になりました。

今回3年度分を一括して、事務を行うことによって時間外等が発生してるのかという問題でございますけれども、現在、保険年金係1人欠員状況で2人体制で行っております。今回の事務に伴って時間外が発生したかということについては、やはり調べる、それから書類を整理するなどの関係で多少時間外が増えてしまったことはあるのかなというふうに思っております。

ただ、今回の3年度分の通知については、整理をするという関係で大きな時間外になったというほどではないというふうに理解をしております。

以上です。

○7番（高柳孝博君） 今のお話でいきますと、人事の切り換えで、人が変わって、業務が変わっていったというふにとったわけですが、それでよろしいでしょうか。

○健康福祉課長（船津直樹君） 今回のミスについては、一応、担当者がですね、令和元年、平成29年度分の発送、7月に発送してまますけれども、その受け付けをした時に、ちょっとミスが、記入ミスなどが多くて大分苦労したと。それを差し込み印刷、こちらでデータのある程度データ入力してから申請書を送るという形に変えたいというふうに本人が思いまして、それをええようとしたんですけれども、その事務が少し他の事務などで、遅れてしまって最終的に発送ができていなかったというミスになりました。

以上です。

○7番（高柳孝博君） 要因としては、いろいろ仕事を変えようということがあったということで、それは理解しました。

いずれにしても、それ起きないようにするためには指示の問題にしても、仕事自体に単にチェックするというだけではなくて、業務の変換点、あるいは年度の変わりとかいうのはそういうのを受けやすいということなので、今後のチェックされるということですけど、業務そのものを今作られた、差し込み印刷を変えようとしてるところの部分というのは、完成したんでしょうか。

○健康福祉課長（船津直樹君） 令和2年度の発送時期の時には、本人もあまり差し込み印刷は、ちょっと慣れてなかったのかなと。

ただ、その後、特定健診など様々な形で差し込み印刷はもうやっております、正直今回も差し込み印刷の処理については、それほど時間がかからずに処理がされております。

以上です。

○7番（高柳孝博君） 業務の改善という意味でね、差し込み作業をやっていくってのはいいと思いますので、それがだんだん慣れてきて、今後そういうのがなくなって、仕事の方がスムーズにいくということを期待しています。

それと、あともう一つの緊急時の件に、質問してもよろしいでしょうか。

○議長（渡辺文彦君） どうぞ。

○7番（高柳孝博君） 同じく3ページの農林水産業費の方ですけれど、これはこれから発生する緊急時に備えて予算するというので、これ予算というのが最初からじゃなくて途中からこういうふうに入れるようなものなんでしょうか。

それとも何か、これから今後、気候の変動とか何かが多く出てきて、このままでは予算がもたないから、増やすということになったんでしょうか。どちらでしょうか。

○産業建設課長（鈴木清文君） この予算につきましては、町で管理する大きく分けて町道、農道、林道、あと河川。節といいますか科目が4つありまして、今回、農道と林道の分の応急業務の予算を補正させていただきます。

これ大雨なんかで道路から落石があったり崩土があった時に、町の職員で対応できない部分については事業者をお願いしています。

今年度につきましては、農道で当初予算で枠として100万円。林道で枠として100万円という当初予算で持っておりましたけども、4月の22日、それから5月の13日から14日。それから6月の22日、これら大雨で予算を執行しまして、同じ節の中の他の予算を多少使ってる部分もあるものですから、今後台風なんかが見込まれますので、当初予算の枠100万ぐらいずつ確保したいので、それを補う分として今回補正予算を計上させていただきました。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

質疑ございませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

本来、一般会計から出さなくてもいいお金を出さざるをえなくなったというのは非常に残念ですけど、受益者が実際に本当に受けられるべき住民の方が、もしこの予算を出さなければ、本来いただけるものがいただけなくなるということですので、そういったことが今後改善されることを期待いたしまして、賛成いたします。

○議長（渡辺文彦君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号 令和4年度松崎町一般会計補正予算（第3号）についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前9時19分）

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺文彦君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年松崎町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前9時19分）

---

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員